

箕輪町広告掲載要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、町の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 広告掲載は、町の資産の活用により新たな財源を確保し、住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 以下に掲げる町の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

- ア 町の広報印刷物
- イ 町のWEBページ
- ウ みのちやんバス
- エ その他町長が広告媒体として活用可能と認めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は提出することをいう。

(広告の範囲)

第4 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 虚偽の内容を表示するもの
- (10) 表現が誇大なもの
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に該当する営業に係わるもの又はこれに類するもの

- (12) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
 - (13) 町の公共性、中立性を損なうおそれがあるもの
 - (14) その他、町の広告媒体に掲載する広告として不適当であると町長が認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、必要に応じ広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。
- (掲載の順位)

第5 広告媒体に掲載する広告の掲載順位は次の各号に掲げる順位とする。

- (1) 第1順位 国、地方公共団体の出資する団体のもの
- (2) 第2順位 町内の各種公共的団体のもの
- (3) 第3順位 町内に事業所を有する企業、商店のもの
- (4) 第4順位 前3号に該当しないもの

(広告の規格等)

第6 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに主管課が別に定める。

(広告募集方法等)

第7 広告募集方法、予定価格及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、主管課が別に定める。

(広告主)

第8 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告主は、箕輪町の町税等を完納していなければならない。

(審査機関)

第9 広告媒体に掲載する広告内容、広告の掲出等に関して疑義が生じた場合において掲載の可否を審査するため、箕輪町広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の委員長は企画振興課長をあて、委員は別に定める。
- 3 委員長は第2項から第4項までに定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長を、臨時の委員として加えることができるものとする。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第10 審査会の会議は、委員長が必要と認めたときに招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を主管する課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第11 審査会の庶務は、企画振興課において処理する。

(その他)

第12 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。